



昇進基準の改正及び職務手当・技能手当の改定の提案を受ける！その2

4. 飛び級試験について(副長職試験のみ)

年齢が高い中途採用社員や、仕事と家庭の両立などで受験を控えていたが、改めて上位職にチャレンジする社員の意欲に応える

○受験資格

- ①指導2級以上に在級年数5年以上かつ、受験年度末年齢40歳以上で
 - ②副長職試験(飛び級試験)を最初に受験した年度から2年以内(連続2回まで)
- ※副長職試験(飛び級試験)と主任職試験は、同一年度内に重複して受験可能

5. 改正に伴う等級以降について【2025年4月施行】

○改正後資格級区分

社員2級→社員1級→【試験】→指導2級→指導1級→【試験】→主任職→【試験】→副長職→【以降需給と考課】→業務管理B(課長等)→業務管理A(現場長等)
※指導2級からは条件を満たせば飛び級試験により、指導1級や主任職を介さず副長職へ昇進も可能
※同一職内での昇格は出願による人事考課等による昇格審査を実施

6. 副長職と技術管理職の新設について

職場のフォアマンとして管理者を補佐し、人材育成をはじめとした課題解決に向けて自ら具体的に取り組み、将来の管理者候補として「副長職」を新設。また「技術の継承役」、「人材育成のプロ」として職場の指導役や安全研修センターの講師として活躍できる専門職として「技術管理職」を新設。

○副長の役割

職場の課題への対応+仕事を通じたスキルアップ→管理者として必要なスキルを身に付け、将来のステップアップに備える。

○技術管理職の役割

技術継承、人材育成に主体的に取り組む役割を持つ。位置づけは現場長・課長と同列とし複線型人事で活躍の場をさらに広げる。

7. 職務手当の新設・改定と技能手当の改定について

- 副長職手当、技術管理職手当の新設(23,000円~40,000円)
- 支店長、所長、課長手当の新制度社員支給額への統一(40,000円~65,000円)
- 運行管理者手当の新制度社員支給額への統一(特に指定された者に対し10,000円~20,000円)
- 指導運転士手当の新制度社員支給額への統一(特に指定された者に対し10,000円)
- 自動車検査員等技能手当の新制度社員支給額への統一(検査員・整備主任・整備士1級2級・整備管理者23,000円~30,000円)
- 旅行業務取扱管理者技能手当の新制度社員支給額への統一(総合・国内問わず一律2,000円)

8. 改定日について

賃金規定の改正は昇進基準改正日と同一の10月1日とし、施行日を2025年4月1日とする。

組合員と家族の生活実態に則したものが職場で検証し、 全ての仲間が公正に評価される制度にしよう！